鳴門教育大学センター所長選考規則

平成１６年　４月　１日
規則第　　１８　　号
改正　平成１７年３月１４日規則第　９号
平成２１年３月２３日規則第　４号
平成２２年３月２４日規則第１３号
平成２４年３月１９日規則第１２号
平成２４年４月１６日規則第１９号
平成２７年３月２４日規則第１６号
平成２９年２月　８日規則第　２号
平成３１年３月１３日規則第２３号
令和　３　年３月１０日規則第　７号
令和　４　年３月　９日規則第１７号

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人鳴門教育大学学則（平成１６年学則第１号）第２４条第４項の規定に基づき，鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育実習総合支援センター所長，長期履修学生支援センター所長，地域連携センター所長，情報基盤センター所長，小学校英語教育センター所長，教員教育国際協力センター所長，予防教育科学センター所長，生徒指導支援センター所長，発達臨床センター所長，セルフデザイン型学修支援センター，遠隔教育推進センター及び心身健康センター所長（以下「センター所長」という。）の選考及び任期等について定める。

（選考）

第２条　センター所長の選考は，学長が行う。

２　センター所長は，本学の教授又は准教授のうちから学長による面接を実施の上，選考する。

（選考の時期）

第３条　学長は，その職に就任したとき，又は次の各号の一に該当する場合にセンター所長の選考を行う。ただし，学長就任日（再任日を含む。）に当該センター所長の任期が途中である場合は，この限りでない。

(1) 当該センター所長の任期が満了するとき。
(2) 当該センター所長が辞任を申し出たとき。
(3) 当該センター所長が欠員となったとき。

２　前項第２号又は第３号に該当する場合は，速やかに選考を行うものとする。

（任期）

第４条　センター所長の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

２　センター所長が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合の後任者の任期は，前項の規定にかかわらず，前任者の残任期間とする。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成１７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　施行日の前日に現に学校教育実践センター所長，学校教育学部附属実技教育研究指導センター所長，保健管理センター所長及び情報処理センター所長である者は，施行日に，改正後の第２条の規定に基づき，地域連携センター所長，実技教育研究指導センター所長，心身健康研究教育センター所長及び高度情報研究教育センター所長に任命されたものとみなす。この場合において，その任命されたものとみなされる者の任期は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成１８年３月３１日までとする。

3　施行日において任命された小学校英語教育センター所長及び教員教育国際協力センター所長の任期は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成１８年３月３１日までとする。

附　則

1　この規則は，平成２１年４月１日から施行する。

2　施行日の前日に現に予防教育科学教育研究センター所長である者は，施行日に改正後の第２条の規定に基づき予防教育科学教育研究センター所長に任命されたものとみなす。この場合において，その任命されたものとみなされる者の任期は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成２２年３月３１日までとする。

附　則

この規則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成２４年５月１日から施行する。

2　施行日の前日に予防教育科学教育研究センター所長である者は，施行日に予防教育科学センター所長となるものとし，その任期は，改正後の第４条の規定にかかわらず，平成２６年３月３１日までとする。

附　則

1　この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

2　施行日において任命された生徒指導支援センター所長の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成２８年３月３１日までとする。

附　則

この規則は，平成２９年２月８日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

2　施行日において任命された教育実習総合支援センター所長の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成３２年３月３１日までとする。

附　則

1　この規則は，令和３年４月１日から施行する。

2　施行日において任命された発達臨床センター所長の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，令和４年３月３１日までとする。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。